

大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会指導救命士認定要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会指導救命士（以下、「指導救命士」という。）の認定及び認定更新に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 指導救命士とは、次項に定める役割を担うものとして、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会（以下、「高度化部会」という。）が救急業務に関する十分な知識と技術、経験を有する者と認定する消防職員である救急救命士をいう。

2 指導救命士は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 所属する消防本部（局）（以下、「所属本部」という。）内での救急に関する講師、教育・指導等
- (2) 救急救命士に対する再教育における講師、教育・指導等
- (3) 大阪府立消防学校、大阪市高度専門教育訓練センターでの講師、教育・指導等
- (4) 所属本部の救急統計、分析作業等
- (5) 地域メディカルコントロール協議会（以下、「地域MC」という。）及び小委員会等への参画
- (6) 地域MCの企画等の調整
- (7) 所属本部管内医療機関との調整
- (8) 他機関が設置する救急関連の検討会等への参画
- (9) その他、高度化部会部会長、地域MC会長、所属本部の消防長が必要と認めるもの

第2章 新規認定

(申請)

第3条 指導救命士として認定を希望する者は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、高度化部会部会長に指導救命士の認定を申請する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 指導救命士の新規認定申請書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 経歴書（様式第2号） | 1部 |
| (3) 指導救命士養成教育の修了証（写し） | 1部 |
| (4) 指導救命士推薦状（様式第3号） | 1部 |

(認定基準)

第4条 指導救命士は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有していること。
- (2) 救急隊長（代行、代理を含む）として、通算5年以上の実務経験を有していること。

こと。

- (3) 特定行為の実施または補助として25件以上の経験を有していること。
- (4) 総務省消防庁が示す指導救命士養成カリキュラムに基づく養成研修（平成26年度以降に消防大学校救急科、一般財団法人救急振興財団または、平成29年度以降に大阪市高度専門教育訓練センターが実施する養成研修（別紙）（以下、「養成教育」という。）を修了していること。または、一定の指導経験を有していること。
- (5) 教育指導（救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある教育指導）や研究発表（救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある学術集会・研究会）について2回以上の指導、発表の経験を有していること。
- (6) 地域MC会長の推薦を受けていること。

- 2 前項第4号の一定の指導経験とは、平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校または、救急ワークステーションで1年以上継続して指導した経験をいう。

（審査）

第5条 指導救命士の認定審査は書類審査とし、高度化部会の事務を処理する部署（以下、「高度化部会事務局」という。）が実施する。ただし、高度化部会事務局が必要と認めるときは、高度化部会部会長が実施する。

（認定および登録）

第6条 高度化部会部会長が指導救命士を認定し、高度化部会事務局が、認定に関する事項を指導救命士名簿に登録する。

- 2 高度化部会事務局は、指導救命士名簿に登録後、所属本部を通じて認定証（様式第4号）を交付するとともに、地域MCと指導救命士名簿の情報を共有する。

（有効期限）

第7条 認定の有効期限は、認定を受けた日から3年間とする。

第3章 認定の更新

（認定更新申請）

第8条 認定の有効期限終了後も認定の継続を希望する指導救命士は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、有効期限終了の1か月前（有効期限終了日の前日から起算して30日前の応当日）までに、高度化部会部会長に認定更新を申請する。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 指導救命士の認定更新申請書（様式第5号） | <u>1部</u> |
| (2) 指導実績管理票（様式第6号） | <u>1部</u> |
| (3) 指導救命士業務実績管理票（様式第7号） | <u>1部</u> |
| (4) 指導救命士養成教育の修了証（写し） | <u>1部</u> |
| (5) 指導救命士推薦状（様式第3号） | <u>1部</u> |
| <u>(6) 指導救命士の認定証（写し）</u> | <u>1部</u> |

（認定更新の基準）

第9条 指導救命士の認定更新にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 認定日以降において別途定める指導実績（年間33単位）及び業務実績（年間10単位）を有していること。
- (2) 第4条第1項第4号の養成教育を修了していること。または平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校で、1年以上継続して同養成教育の指導あるいは管理的立場の経験を有する、若しくは、救急ワークステーションで同養成教育と同等の教育（※1）を受けていること。
（※1）高度化部会部会長が同等の教育と認めたものに限る。
- (3) 地域MC会長の推薦を受けていること。

（認定更新審査）

第10条 指導救命士の認定更新審査は書類審査とし、高度化部会事務局が実施する。ただし、高度化部会事務局が必要と認めるときは、高度化部会部会長が実施する。

（認定更新および登録更新）

第11条 高度化部会部会長が認定更新を承認し、高度化部会事務局が、認定に関する事項について指導救命士名簿を更新する。

- 2 高度化部会事務局は、指導救命士名簿の更新後、所属本部を通じて認定証（様式第4号）を交付するとともに、地域MCと指導救命士名簿の情報を共有する。

（有効期限の延長）

第12条 指導救命士の認定有効期限内に病気等により認定更新に必要な指導実績、業務実績を満たすことができないと所属本部の消防長が判断した場合は、有効期限終了の1か月前（有効期限終了日の前日から起算して30日前の応当日）までに、指導救命士の認定延長申請書（様式第8号）を提出することにより、指導救命士の有効期限を最大2年まで延長することができるものとする。

- 2 高度化部会部会長が認定延長を承認したうえで、高度化部会事務局は、認定延長に関わる処理を認定更新に準じて行う。

第4章 取消、再認定

（認定の取消）

第13条 高度化部会は、指導救命士が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められるときは、指導救命士の認定を取り消す。

- (1) 救急救命士の資格を有しなくなったとき
 - (2) 消防職員でなくなったとき
 - (3) 本人が指導救命士の認定の取消を申し出たとき
 - (4) 所属本部の消防長または地域MC会長が指導救命士としてふさわしくないと認めたとき
 - (5) 高度化部会部会長が指導救命士としてふさわしくないと認めたとき
 - (6) 認定有効期限が終了し、かつ、認定更新または認定延長の手続きを行わなかったとき
- 2 前項第1号から第4号の事由に該当する指導救命士の所属本部の消防長は、様式第9号により高度化部会部会長に申請しなければならない。

（認定取消審査）

第14条 前条第1項第1号から第4号の事由に該当する認定取消審査は書類審査とし、高度化部会事務局が実施する。ただし、高度化部会事務局が必要と認めるときは、

高度化部会部会長が実施する。

- 2 前条第1項第5号の事由に該当する認定取消審査は、事前に本人に対して弁明する機会を与えた上で必要と判断した場合に高度化部会事務局が実施する。ただし、高度化部会事務局が必要と認めるときは、高度化部会部会長が実施する。
- 3 前条第1項第6号の事由に該当する認定取消審査は認定更新または認定延長の手続きがないことを確認した上で高度化部会事務局が実施する。

(認定取消および登録)

第15条 高度化部会部会長が認定取消を承認し、高度化部会事務局が認定取消に関する事項を指導救命士名簿に登録する。

- 2 高度化部会事務局は、指導救命士名簿の更新後、所属本部を通じて認定取消を通知するとともに、地域MCと指導救命士名簿の情報を共有する。
- 3 認定が取り消された場合、認定取消者は第13条第1項第6号を除き認定有効期限内の認定証(様式第4号)を遅滞なく、高度化部会部会長に返納しなければならない。

(再認定申請)

第16条 第13条第1項第2号から第4号および第6号に掲げる事由により認定を取り消された者で、再度、指導救命士としての認定を希望する者は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、高度化部会部会長に指導救命士の再認定を申請する。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 指導救命士の再認定申請書(様式第10号) | <u>1部</u> |
| (2) 経歴書(様式第2号) | <u>1部</u> |
| (3) 指導救命士養成教育の修了書(写し) | <u>1部</u> |
| (4) 指導救命士推薦状(様式第3号) | <u>1部</u> |
| <u>(5) 指導救命士の認定証(写し)</u> | <u>1部</u> |

(再認定基準)

第17条 指導救命士の再認定にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 第4条第1項第4号から第6号に掲げる要件
- (2) 地域MC会長の推薦を受けていること。
 - 2 指導救命士の再認定にあたっては、第4条第2項は適用しない。ただし、認定取消の事由が第13条第1項第2号の場合は、第4条第2項を適用することができるものとする。

(再認定審査)

第18条 再認定審査は書類審査とし、高度化部会事務局が実施する。ただし、高度化部会事務局が必要と認めるときは、高度化部会部会長が実施する。

(再認定及び登録)

第19条 高度化部会部会長が再認定し、高度化部会事務局が、再認定に関する事項を指導救命士名簿に登録する。

- 2 高度化部会事務局は、指導救命士名簿に登録後、所属本部を通じて認定証(様式第4号)を交付するとともに、地域MCと指導救命士名簿の情報を共有する。

第5章 その他

(雑則)

第20条 この要領に定める事項のほか、指導救命士の認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月14日から適用する。

附 則

平成31年3月31日、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会解散

附 則

平成31年4月1日、大阪府救急医療対策審議救急業務高度化推進に関する部会設置

附 則

この要領は、令和2年 月 日から適用する。

<様式添付省略>